

健全化判断比率について

財政指標の整備とその開示の徹底を図るとともに、財政指標が一定水準以上に悪化した場合に財政の早期健全化や再生を義務づけること等を内容とする「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(いわゆる財政健全化法)が定められた(平成19年6月22日公布)。

< 健全化判断比率の公表と財政の早期健全化 >

- ・ 毎年度、4つの健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならない。
= 指標の公表は平成19年度決算から適用
- ・ 健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合は「財政健全化計画」、財政再生基準以上の場合は「財政再生計画」を財政状況悪化の要因分析を踏まえ必要最小期間で各基準を下回るべく作成し、議会の議決を経て定め、速やかに公表しなければならない。
= 財政健全化計画の策定の義務づけ等は平成20年度決算から適用

(早期健全化基準及び財政再生基準)

	早期健全化基準	掛川市	財政再生基準	掛川市
実質赤字比率	市 11.25 ~ 15%、県 3.75%	12.01	市 20%、県 5%	20.00
連結実質赤字比率	市 16.25 ~ 20%、県 8.75%	17.01	市 30%、県 15%	30.00
実質公債費比率	市、県とも 25%	25.0	市、県とも 35%	35.0
将来負担比率	市350%、県 400%	350.0	———	——

- ・ 平成22年度決算において健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体は、大阪府泉佐野市など5市町村であった。基準以上の団体で財政状況がさらに悪化すると事実上の破綻とみなされる「財政再生団体」には北海道夕張市が該当する。

<掛川市の平成23年度における健全化判断比率の状況>

実質赤字比率 いずれも黒字であることから、数値欄は「 - 」にて
 連結実質赤字比率 表示される。

<実質赤字比率>

一般会計等()を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。

一般会計や一部の特別会計について、歳出に対する歳入の不足額（いわゆる赤字額）を、地方公共団体の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものであり、仮に、その年度に歳入の不足により支払うべき債務を繰り延べたり、執行すべき事業を繰り越したものがあれば、これらを含めた赤字額（実質赤字額）を標準財政規模と比較して示すことにより、その赤字の深刻度を把握するものである。

なお、実質収支が黒字の場合、算出値はマイナスで表され、数値欄には「 - 」の表示をすることになっている。

（実質収支額）

（単位：千円）

	歳入決算額	歳出決算額	繰越する財源	実質収支額
一般会計	44,508,267	42,761,480	347,519	1,399,268
公共用地会計	378,562	134,619		243,943
駅周辺施設会計	117,919	115,077		2,842
一般会計等()計	45,004,748	43,011,176	347,519	1,646,053

計 1,646,053 ÷ 標準財政規模(26,113,970) = 6.30% 6.30%

* 標準財政規模には、臨時財政対策債発行可能額(2,208,419)を含む。

<連結実質赤字比率>

全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。

全ての会計の赤字額と黒字額を合算して、当該団体一法人としての歳出に対する歳入の資金不足額（連結実質赤字額）を、その団体の一般財源の標準的な規模を示す標準財政規模の額で除したものの。

地方公共団体の会計は、地方税、地方交付税等の一般財源をその支出の主な財源としている一般会計等の会計のほか、公営企業会計など料金収入等を主な財源として事業を実施する会計（公営事業会計）があり、公営事業会計等の経営状況が一般会計等に与える影響を捉える必要がある。このため、すべての会計の赤字・黒字の要素を合算し、地

方公共団体全体として見た収支における資金の不足の深刻度を把握するものである。

なお、連結収支（実質収支、資金不足・剰余額の合計）が黒字の場合、算出値はマイナスで表され、数値欄には「 - 」の表示をすることになっている。

（実質収支額）

（単位：千円）

	歳入決算額	歳出決算額	繰越する財源	実質収支額
一般会計等 計	45,004,748	43,011,176	347,519	1,646,053
国保会計	11,176,282	10,685,166		491,116
介護保険会計	7,699,988	7,618,336		81,652
後期高齢者医療会計	898,151	877,453		20,698
小 計	64,779,169	62,192,131	347,519	A 2,239,519

（資金不足・剰余額）

（単位：千円）

	歳入決算額	歳出決算額	繰越する財源	資金不足・剰余額
簡易水道会計	19,051	11,113		7,938
公共下水道会計	2,254,706	2,251,871	2,835	0
農業集排会計	214,929	214,929		0
浄化槽設置会計	279,549	279,549		0
小 計	2,768,235	2,757,462	2,835	B 7,938

（資金不足・剰余額）

（単位：千円）

	流動資産額	流動負債額	資金不足・剰余額
水道事業会計	1,344,940	427,748	917,192

病院事業会計	1,062,078	955,701	106,377
小 計	2,407,018	1,383,449	C 1,023,569

$$\text{合計 (A + B + C) } 3,271,026 \div \text{標準財政規模(26,113,970)} = 12.52\%$$

12.52%

$$\text{実質公債費比率} = 13.2\%$$

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金()を標準財政規模を基本とした額で除したものの3年間の平均値。

() = 繰出金のうち公営企業債償還の財源、一部事務組合等への負担金のうち地方債償還の財源、債務負担行為による支出のうち公債費に準ずるもの

$$3 \text{年間平均} = (21 \text{年度 } 14.94375 + 22 \text{年度 } 12.57421 + 23 \text{年度 } 12.23857) \div 3 = 13.2$$

(小数点第2位切捨)

(参考)23年度(単年度)の比率算出

A (地方債の元利償還金)	5,284,023千円
B (地方債の元利償還金に準ずるもの)	2,463,539千円
C (特定財源)	1,528,607千円
D (交付税算入額)	3,444,542千円
E (標準財政規模)	26,113,970千円

$$(A + B - C - D) \div (E - D) \times 100 = 12.23857\%$$

なお、実質公債費比率は、地方公共団体の起債が許可制から協議制へと移行することに伴い、許可団体の新たな判断基準として平成18年度に導入された指標であり、財政健全化法においても健全化判断の指標のひとつになったもの。実質公債費比率が18%を超えると起債をする際に県の許可が必要な「起債許可団体」になり、「公債費負担適正化計画」を作成し、同比率の適正化を図らなければならない。

$$\text{将来負担比率} = 91.1\%$$

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債()の標準財政規模を基本とした額に対する比率。

() = 年度末地方債現在高、債務負担支出予定額、他の会計及び一部事務組合等の元利償還金及び赤字額に充てる負担金、全職員の退職手当見込額、市が設立した法人の負債額の計から償還額等に充当できる基金等を引いたもの

地方公共団体が発行した地方債残高のうち一般会計等が負担することになるもののみならず、地方公社や損失補償を付した第三セクターの負債も含め、決算年度末時点での地方公共団体にとっての将来負担の程度を把握するものである。

A (将来負担額)	86,012,820千円
B (充当可能財源等)	65,354,631千円
C (標準財政規模)	26,113,970千円
D (算入公債費等の額)	3,444,542千円

$$\frac{(A - B)}{(C - D)} \times 100 = 91.1\% \quad (< 350.0\%)$$

(参考)

A (将来負担額)	86,012,820千円
<ul style="list-style-type: none"> 地方債の現在高 債務負担行為に基づく支出予定額 公営企業債等繰入見込額 組合等負担等見込額 退職手当負担見込額 設立法人の負債額等負担見込額 	46,581,668
	8,201,003
	17,659,512
	4,777,476
	6,788,235 (一般会計等対象 784人)
	2,004,926
B (充当可能財源等)	65,354,631千円
<ul style="list-style-type: none"> 充当可能基金 基準財政需要額算入見込額 充当可能特定歳入見込額 	7,388,434
	(財政調整基金ほか26基金 H23末残高)
	41,538,953 (将来推計額)
	16,427,244 (将来推計額)
(うち都市計画税 14,654,687、うち公営住宅の賃貸料等 1,496,437)	